

○石垣市選挙人名簿抄本の閲覧に関する規程

平成27年4月6日

選挙管理委員会規程第1号

改正 令和元年11月5日選管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、石垣市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が管理する、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第19条に規定する選挙人名簿及び法第30条の2に規定する在外選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)について、法第28条の2、法第28条の3及び法第30条の12に規定する選挙人名簿の抄本(以下「選挙人名簿抄本」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧の申出)

第2条 法第28条の2第1項及びそれを準用する法第30条の12の規定による閲覧をしようとする者は、次に掲げる区分に従い、書類を提出しなければならない。

(1) 選挙人

ア 選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)(第1号様式)

イ 委員会が必要に応じて申出者が選挙人と確認できるもの

(2) 公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)

ア 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)(第2号様式)

イ 候補者閲覧事項取扱者に関する申出書(第3号様式)

ウ 公職にある者にあつてはその公職を確認できる資料、公職の候補者となろうとする者にあつては、当該公職の候補者である旨を確認できる資料とし、それぞれ次に掲げるもののいずれかとする。

(ア) 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定(選挙区名の記載があるもの)を示すもの

(イ) 政党等による公認決定(選挙区名の記載があるもの)を示すもの

(ウ) その他公職の候補者となろうとしていることを示すもの(選挙区名の記載があるもの)で、委員会が適当と認めるもの

(3) 政党その他の政治団体

ア 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)(第2号様式)

イ 承認法人に関する申出書(第4号様式)

ウ 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。)第3条の2第2項第2号イに規定する書類(異動があつた場合には、異動届の写し)

エ 規則第3条の2第2項第2号ロに規定する資料で、次に掲げるもの

- (ア) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第9条の規定による会計帳簿の写し
- (イ) 同法第12条の規定による収支報告書の写し
- (ウ) その他委員会が適当と認めるもの

2 法第28条の3第1項及びそれを準用する法第30条の12に規定する閲覧をしようとする者は、次に掲げる区分に従い、書類を提出しなければならない。

(1) 法第28条の3第1項第1号に該当する者

- ア 選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)(第5号様式)
- イ 個人閲覧事項取扱者に関する申出書(第6号様式)

(2) 法第28条の3第1項第2号及び第3号に該当する者

- ア 前号に掲げる書類
- イ 調査説明書(第7号様式)
- ウ その他委員会が適当と認めるもの

(閲覧)

第3条 委員会は、申出者から前条に掲げる申出書その他閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

(閲覧者に対する本人確認)

第4条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)が本人であることを確認するために照会する文書及び回答書は、選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について(第8号様式)及び回答書(第9号様式)とする。なお、委員会が適当と認める書類は、本人であることが確認できる書類とする。

(閲覧の方法等)

第5条 閲覧者は、閲覧に当たり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧は、委員会の職員の立会いのもとで、委員会が指定した時間及び場所において行うこと。
- (2) 選挙人名簿抄本の破損、汚損又は加筆をしないこと。
- (3) カメラ及びカメラ付き携帯電話その他の機器による複写及び撮影をしてはならないこと。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

(閲覧事項の確認)

第6条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第7条 委員会は、閲覧者がこの規程の定め違反し、又は委員会の指示に従わない場合には、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧の拒否)

第8条 法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定する加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき。
- (2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

(公表の時期)

第9条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表については、選挙人名簿抄本の閲覧状況(第10号様式)により年1回以上石垣市公告式条例(昭和47年石垣市条例第34号)の例に基づき公告するものとする。

(文書保存年限)

第10条 申出書その他関係書類の保存は、1年とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月6日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則(令和元年選管規程第1号)

この規程は、令和元年11月5日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(令元選管規程1・全改)

第2号様式(第2条・第3条関係)

(令元選管規程1・全改)

第3号様式(第2条関係)

(令元選管規程1・全改)

第4号様式(第2条関係)

(令元選管規程1・全改)

第5号様式(第2条関係)

(令元選管規程1・全改)

第6号様式(第2条関係)

(令元選管規程1・全改)

第7号様式(第2条関係)

第8号様式(第4条関係)

第9号様式(第4条関係)

(令元選管規程1・一部改正)

第10号様式(第9条関係)